

## 裁判員等経験者の意見交換会議事概要

山形地方裁判所

- 1 日 時 令和元年5月21日（火）午前10時30分から午後零時30分まで
- 2 場 所 山形地方裁判所第1会議室（5階）
- 3 出席者  
司会者 兒 島 光 夫（山形地方裁判所刑事部総括裁判官）  
裁判官 馬 場 崇（山形地方裁判所裁判官）  
検察官 水 上 嘉 寛（山形地方検察庁次席検事）  
弁護士 田 中 暁（山形県弁護士会弁護士）  
参列員 深 沢 茂 之（山形地方裁判所長）  
裁判員等経験者1番  
裁判員等経験者2番  
裁判員等経験者3番  
裁判員等経験者4番  
裁判員等経験者5番  
裁判員等経験者6番  
裁判員等経験者7番  
裁判員等経験者8番

### 【議事概要】

#### 1 所長挨拶

裁判員、補充裁判員経験者の皆さん、本日はお忙しい中、意見交換会に御出席いただき、誠にありがとうございます。裁判員制度は、本日、10周年を迎えました。仙台高裁管内の各地裁においては、裁判員制度10周年に当たり、本日、意見交換会を同時に実施すると聞いています。これまで山形地裁で実施された裁判員裁判は69件で、選任された裁判員等は547人に上ります。裁判員制度については、おおむね順調に運用されているとの評価を得ていますが、その一方で、辞退率の上昇、出席率の低下などが問題視されています。当庁では、平成24年から毎年1回の割合で裁判員等経験者との間で意見交換会を実施してきたところではありますが、今年も、広く県民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるよう、裁判員等経験者の声を報道等を通じて伝えるとともに、裁判員制度の課題等について、裁判員等経験者の率直な意見等を伺い、今後の運用改善の参考にしたいと考えています。限られた時間ではありますが、活発な意見交換をお願いいたします。

#### 2 出席者の自己紹介

## (司会者)

本日は、県内各地から、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。山形地方裁判所の裁判官の兒島です。

私は平成29年の4月に山形に参りまして、3年目を迎えています。山形では、裁判長として、本日御出席していただいている皆さんが担当された事件を含めて、約10件の裁判員裁判を担当させていただきました。

所長の挨拶にもありましたが、裁判員制度は、本日でスタートからちょうど10年になります。裁判員制度は、おおむね順調に運用されていると評価されているところですが、まだまだ課題も多く、裁判の在り方や進め方はもちろん、裁判に参加することによる裁判員の皆さんの負担に配慮し、さらに、裁判員制度に対する国民の関心を高め、裁判に参加するための工夫や努力を重ねていく必要があると感じています。

本日御参加いただいた裁判員等経験者の皆さんには、今お話しした課題を中心に、良い点、悪い点、どちらも含めて有益な御意見をいただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

## (検察官)

山形地方検察庁次席検事の水上と申します。

この4月に山形地検に参りました。裁判員裁判については、制度が始まった平成21年から経験しております。本日は裁判員等経験者の皆さんの意見を反映する上で貴重な機会だと思って楽しみにして参りました。よろしくお願いいたします。

## (弁護士)

山形県弁護士会の弁護士の田中暁と申します。

現在、山形県弁護士会の刑事弁護センター運営委員会の副委員長を務めております。

弁護士会では、裁判員裁判の事例検討会を継続して行っているのですが、裁判員を経験された方から直接生の声をお聞きする機会はほとんどないものですから、今日伺った御意見を当会でもフィードバックさせて、より充実した弁護活動ができるように努めてまいりたいと思えます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

## (裁判官)

山形地方裁判所裁判官の馬場と申します。

私も司会の兒島刑事部総括判事と同じ一昨年に山形地裁に参りまして、丸2年が経過しております。皆様と御一緒させていただいた事件を含めて、約10件の裁判員裁判を経験させていただきました。

皆さん、裁判から時間が経過して振り返って考えることなどもあるのでは

ないかと思しますので、その辺りもお聞かせいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 裁判に参加した全般的な感想

#### (司会者)

本日は、平成30年3月から10月までに実施した5件の裁判員裁判において、裁判員又は補充裁判員を経験された8名の方に御出席していただきました。私の方から、簡単にその事件の概要を説明しますので、皆さんの方から全般的な御感想をお聞かせいただければと思います。

まず1番と2番の経験者の方ですが、お二人に御参加いただいた事件は、平成30年3月に実施しました強制性交等致傷、強姦被告事件です。この事件は、被告人が、内縁の妻の連れ子である被害者に対し、被害者が12歳のときに2回にわたり性交し、更に14歳になった後に、布団に押し倒し、服を無理矢理脱がせるなどの暴行を加えて性交し、その際、けがを負わせたという事件でした。1番の方、2番の方ともに裁判員として御参加いただきました。それでは、全般的な感想などお聞かせいただけますか。

#### (裁判員等経験者1)

初めは、裁判員にすごく興味がありましたが、法廷に立つことで緊張もしました。回数をこなすに従って、事件を真面目に考えるようになりました。どういう背景があったのかを考えていく中で、1週間参加させていただいて、全般的に良い経験をさせていただいたと感じました。

#### (裁判員等経験者2)

私も裁判員制度に興味はありましたが、自分はこういうことには不向きじゃないかなとも思いました。テレビとかを見て、背景などよく考えずに、こいつは悪いから懲役何年だな、などと適当なことを言っていたもので、そういう場に立って、適正な判断ができるのかなと思っていました。私が参加したときの裁判員は、年齢層が幅広くて、上は69歳から下は20歳くらいの方まで、幅広い人たちの集まりで、それぞれの視野があって、そういう考えもあるんだとか、色々感心する場面が多々あって、大変良い経験をさせてもらったなど思っています。

#### (司会者)

続いて、3番、4番の方に御参加いただいたのは、平成30年4月に実施しました住居侵入、強姦致傷、強姦被告事件です。この事件は、被告人が前後3回にわたって、山梨県と山形県において、深夜、女性の家に強姦目的で侵入し、被害者を強姦し、うち2件についてはけがも負わせたという事件です。3番の方には裁判員として、4番の方には補充裁判員として裁判に御参加いただきました。それでは御感想などお願いします。

### (裁判員等経験者 3)

最初に案内をいただいたときは、なんで私に、よほど前世で悪いことをしたのかと思うくらいでした。でも、私の周りには、裁判員をやってみたいという人が多くいて、20代の人、40代の上司からも、そういう場を与えられたら経験してみたいと言われたときに、なぜ私は後ろ向きに考えていたんだろうと思いました。事件も大変でしたが、終わってみたら、私自身も前向きになって、とても良い経験をしたと思います。事件に対して常にアンテナを張られている自分になっていたことを感じて、ありがたかったと思っています。本当に良い経験をさせていただきました。

### (裁判員等経験者 4)

周りに裁判員になったような人がいなかったのも、まさか自分がという思いもありましたが、大変興味があることでしたので、是非やってみたいと思って参加させてもらいました。非常に長期間かかりましたけれども、その中で被害者の声を聞いて、意見に反映することができたかなと思います。非常に良い経験をさせていただきましたと思います。

### (司会者)

次に、5番の方に御参加いただいた事件は、平成30年5月に実施しました傷害致死被告事件です。この事件は、父の経営する建設会社に勤務していた被告人が、同じ会社に勤める職人で、師匠のような立場で被告人の指導をしていた被害者と元請先の経営者と酒を飲んでいた際に、被害者の発言に腹を立て、被害者の顔面を拳で1回殴って地面に転倒させるという暴行を加えて、被害者にけがを負わせ、間もなく死亡させたという事件です。5番の方には裁判員として裁判に御参加いただきました。それでは感想をお願いします。

### (裁判員等経験者 5)

昨年選任された時は、かなり不安を持ちました。やってみたいという気持ちもありましたが、数か月は職場に言い出せずにいました。思い切って職場でやってみたいと言ったところ、上司からは是非やってこいと言われ、理解を得られました。また、裁判員制度があまりピーアールされていないために熟知されていないとも思いました。私の周りには、選ばれるはずがないと思っている人が多く、何をするのか分からないままにやってきなさいと言われたような感じでした。裁判は、長期ではありませんでしたが、法律を知らないという一番の問題がある中で、話し合いをしながら意見をまとめていくことは大変で、1日目、2日目はかなり問題を引きずって家に帰りました。ただ、その中で裁判長や裁判官から、基礎的なことからポイント、ポイントを教えていただいたことで、裁判員の中でも自然と意見を一つに持って行けたのかなと思います。私としては、法廷の中での自分の気持ちをだんだんと整理していくことができた

ことは今後役に立っていくのかなと思いますので、良い経験をしたなと思います。

**(司会者)**

次に、6番の方に御参加いただいた事件は、平成30年の2月にスタートし、最終的には6月の初めに判決を終えた強制性交等致傷被告事件です。この事件は、被告人が、知人女性と強制的に性交しようと考え、親族の家で、スタンガンを知人女性の首に押し当てて1回放電する暴行を加えましたが、知人女性はその場から逃げ去ったため、性交はできず、その際、けがを負わせたという事件です。この事件では、途中で裁判員の人数が足りなくなり、欠員となった裁判員、補充裁判員を選任し直して裁判を続けました。6番の方には、追加で選任された補充裁判員として裁判に御参加いただきました。全般的な感想をお願いします。

**(裁判員等経験者6)**

選ばれたときは、まさか自分がという感じでした。やってみたいと思ってはいましたが、補充裁判員だったので、一番最後に呼ばれて、ああ呼ばれちゃったという感じでした。会社のサポートもあってやることができました。裁判の内容よりも、途中でやり直しになったというところが注目された裁判で、DVDを観たりとか、その辺りでも貴重な経験をさせていただいたなと思っています。その後についても、以前よりも興味を持つようになって、新聞などを見て、自分だったらこうかな、というようなことを考えるようになって、そういう点では成長できたかなと思います。

**(司会者)**

次に、7番、8番の方に御参加いただいたのは、平成30年10月に実施しました強盗殺人未遂、銃刀法違反、現住建造物等放火未遂、強盗、詐欺被告事件です。この事件は、同居の母の年金を頼りに生活していた被告人が、母の死亡により生活に困窮して自暴自棄になり、人を殺して死刑になろうと考え、中部地方や東北地方で強盗殺人未遂、現住建造物等放火未遂を始めとするいろいろな犯罪を合計7件重ねたという事件です。7番の方、8番の方ともに裁判員として裁判に御参加いただきました。それでは全般的な感想をお願いします。

**(裁判員等経験者7)**

裁判員に選ばれたことについては、当たっちゃったなというのが正直な気持ちでした。事件につきましては、非常に身勝手な事件だと、自分の心の中にはありました。その感覚が他の人と一致しているのだろうか、世の中一般に対して自分の感覚が一致しているのだろうかと思いましたが、他の人の意見をよく聞くことで判断することができたのかなと思います。また、事実というの

は、出てきた証拠に基づいて判断するということを繰り返し教えていただきまして、それは非常に重要なことだなと思いました。それ以降も、中途半端な情報を基に考えず、本当に正しい情報なのかというところをきっちり捉えながら日常生活を送るようになったことは、私にとってプラスだったと思います。私は、その当時ちょうど仕事を辞めたときだったので、参加する上で日程的な問題はありませんでしたが、他の方たちは非常に苦勞しながらスケジュールを調整して参加されていたと思います。私はハローワークに通っていて、裁判所でもらった日当のことなどを報告したところ、初めてのことだということで、ハローワークには苦勞をお掛けして、私もハローワークで長く待たされたということがありました。

#### **(裁判員等経験者 8)**

裁判員に選ばれるという封筒が来て、びっくりしましたが、断る理由も分かりませんでしたので、そのまま選任の日に参加しました。でも、当たらないだろう、すぐ帰れるだろうという気持ちでした。その結果選ばれたわけですが、事件の何を担当するのか分からず、裁判員というものが何をするのかよく分からないままに参加させていただいて、裁判長、裁判官からいろんなことを説明していただき、だんだんと分かってくるようになりました。私たちが裁判員になることによって、犯人の人生が変わってしまうという重荷を抱えながら、皆さんの意見を聞きながら、被告人の心情も聞きながら、受け止めて、受け入れないようにしながら、最後まで頑張ることができました。会社の中でも裁判員制度というのは知られていましたが、私が初めて裁判員に選ばれたということで、戸惑いもあったようでしたが、今は会社でも、「特別休暇(裁判員)」と書かれた書類ができていますので、今回のことがきっかけになって、良い方向に動いたなと思います。皆様にも裁判員を経験してほしいと思っています。

#### **4 審理・評議・判決に対する感想**

##### **(司会者)**

まず、審理の分かりやすさという点について伺いたいと思います。裁判員裁判では法廷の場で、「見て、聞いて、分かる」分かりやすい審理を目指して検察官、弁護人が主張、立証を行っています。皆さんが参加された審理が、法廷の場で「見て、聞いて、分かる」分かりやすい審理になっていたかどうか、そのあたりを伺わせていただきたいと思います。

1番の方、2番の方に御参加いただいた事件では、常習性の点で若干争いがあったものですから、まだ未成年だった被害者自身、被告人の内縁の妻で被害者の母親、被告人自身から話を聞きました。また、それ以外にも被害者の精神状態を診たお医者さんからも話を聞いたと思います。その辺りも踏まえて審理の分かりやすさはどうだったでしょうか。

### (裁判員等経験者 1)

予想していたような難しい言葉もなく、分かりやすい言葉を選んで進めていただきました。また、未成年の少女だったということもあって、プライバシーがしっかり守られているということも、びっくりもしましたし、ちゃんとしてるんだなと思いました。

### (裁判員等経験者 2)

未成年の事件だったので、プライバシーをどういった形で守られて進行していくのかなと心配だったのですが、きちんとプライバシーを守った中で、難しい言葉もなく、比較的淡々と、そして、事件が単純で難しくなく、比較的自分の意見を言い易かったと思います。雰囲気的にも、皆さんが、自分の意見を言い合って、良い形で進行できたのではないかと思います。

### (司会者)

1番、2番の方が参加された事件では、ビデオリンクとあって、未成年の被害者のいる別室と法廷を回線で繋いで、別室での話を法廷の手元のモニターで見るといった審理をしました。

それでは、3番の方、4番の方にお伺いしたいと思います。

この事件では、3件とも被告人が強姦犯人であるかどうか争われました。そのこともありまして、被害者3名と被告人自身から話を聞いたほか、DNA型鑑定に関する審理が行われました。具体的には現場の痕跡に関する資料の採取段階から鑑定に至るところまでに関与した多数の警察官から話を聞いたほか、DNA型鑑定を行った科捜研の職員であるとか、あるいはDNA型鑑定の持つ意味を理解するために専門家である大学教授の話も聞きました。そういった辺りについても分かりやすさという意味でどうだったのか伺いたいと思います。

### (裁判員等経験者 3)

分かりやすかったかと聞かれれば、難しかったです。控室に帰った後もよく分からず、裁判長や裁判官に質問をしていろいろと聞きました。今手元の事件資料を見てもう1回言えますかと言われたら、言えません。本当にそれくらい大変でした。でも、とても分かりやすく説明していただいて、みんなで審理したという自信に繋がっています。

### (裁判員等経験者 4)

まず、DNA鑑定については、内容的には難しかったというのにはありましたが、非常に初歩的なことから教えていただいたと思います。そういった中で、ポイントを絞って、1つずつ説明をしていただいて、理解して、判断できたのかなと思っています。

### (司会者)

それでは5番の方にお伺いします。5番の方に御参加いただいた事件では、暴行の態様や目的に若干争いがあったために、一緒にお酒を飲んでいた元請先の経営者の方の話を聞いたり、被告人自身の話も聞きましたし、また、お父さんの話も聞きました。審理の分かりやすさについては、いかがだったでしょうか。

**(裁判員等経験者5)**

1つは、法廷では素人の私たちが被告人の顔をうかがっても全然状況がつかめませんので、最初の事案の「紙」を受けて、そのときには想像がつかない状態でしたので、それに対して、実際こういう分かりやすく「絵柄」とか説明していただいて、本人の性格だとかだんだんと肉付けして行って説明してくれるうちに、この人はこういう性格で、こういう状態だったからこそこうなったのではないかと。最初、法を分かっていないので、意見を言いたくても言えず、みんなの意見はバラバラだったんですけど、実際に性格まで、細かい情報まで付け加えていただいたことで、本人がどのような気持ちになってと、最終的にはみんながいろいろ議論し合えるようになったのが収穫でして、被害者感情、加害者感情両方いろいろ悩んだんですけど、最終的には、こういう状態を招いた原因はどこにあるかとか、ポイントを教えていただきながら、図解で、こういう状況であったということを知りやすさを知っていただいたことが、最終的にみんなの意見をまとめたことになったと思います。

**(司会者)**

今度は6番の方にお伺いします。先ほど御自身でもおっしゃっていましたが、6番の方に御参加いただいた事件については、自首が成立するかどうかに関し争いがあったので、警察官2名から話を聞きました。ただ途中で裁判員、補充裁判員を選び直すということがあったため、その2名の警察官についてはDVDで見直してもらおうという形を採りました。そういう点も含めて、審理の分かりやすさについてお話してください。

**(裁判員等経験者6)**

事件自体は難しい話ではなかったですし、例えば専門の言葉に関しても、評議のところでいろいろ説明をしていただきまして、その内容は分かりやすかったと思います。DVDについても、分かりやすさというか、もうちょっと音量を上げてほしいといったことはありましたけど、それくらいだったのですが、わがままを言うと、DVDに出てきた担当刑事さんにも質問したかったというのは正直あります。

**(司会者)**

今度は7番、8番の方ですが、お二人に参加いただいた事件では、事実関係に争いはなかったのですが、被告人に精神障害があり、その精神障害が犯行に

どの程度影響を与えているのかを理解していただくために、被告人の話以外に、精神鑑定をしたお医者さんから話を聞いたということがありました。その辺りも含めて、審理の分かりやすさはいかがだったでしょうか。

**(裁判員等経験者 7)**

事件については、全然争いがなくて、出された資料についても分かりやすかったのですが、精神鑑定については、お医者様も非常に懇切丁寧な資料を作っていたのですが、専門用語が使われますと、ちょっとしんどいなというところがありました。また、精神鑑定ですから、確定という形ではなくて、「と考えられる」というような言い方になるので、それをもって我々裁判員は何を判断したらいいのかというところで、ちょっと戸惑いました。

**(裁判員等経験者 8)**

法廷で見たものに関しては、とても分かりやすかったですが、弁護人の方の説明に分かりにくい点が若干ありました。その外は全然大丈夫でした。分かりやすかったです。

**(司会者)**

弁護人の話がありましたが、差支えのない範囲で、どの辺が分かりにくかったですでしょうか。

**(裁判員等経験者 8)**

弁護士の方の声が低いということがありまして、口調も淡々としていたので、切れ目がなく、聞き逃してしまいました。

**(司会者)**

審理の感想をいただきまして、専門的な部分に関わることはなかなか難しかったという声がある一方で、日常的な部分については比較的分かりやすかったということだったと思います。

それでは、そういった審理を踏まえた上での評議から判決まではいかがだったでしょうか。判決の前提が評議ですので、評議で十分な議論ができていなければ、判決自体も良くない判決になってしまいます。皆さん、評議で十分な御意見を言い、他の方の意見を聞くことができたでしょうか。また、実際に成果物としてできた判決が皆さんの評議の結果を反映していたものになっていましたでしょうか。その辺りについて御感想をいただければと思います。1番の方、2番の方、いかがでしょうか。

**(裁判員等経験者 1)**

私たちが担当した事件は、被告人が事実を認めた中で、何年というのを決めなきゃいけない、そこがポイントの裁判でしたが、時間をたっぷりとっていただいて、十分な評議をする時間があつたために、いろんな意見が出ましたけれども、最後まで納得がいく結果が出たと感じています。

**(裁判員等経験者 2)**

私も、何年と出す場合、参考にするものが全く頭になかったのので、パソコンに判例があつて、それを使えば条件を入れると大体刑期何年と出てくるので、出てきた判例に基づいて自分なりに見ることができました。全体の評議では、他の方の意見を聞き、自分の感情的にもそっちのほうがいいかなと、そう持つて行ったんですけど、すごく皆さんの声は反映された結果であつたと思っています。

**(司会者)**

3番の方、4番の方、いかがでしょうか。

**(裁判員等経験者 3)**

本当にみんなで話し合うことが多く、わーわーと声を出して評議ができましたし、判決に関しても、裁判官の方から指導もあり、私たちが納得しているようなものが反映された結果になりました。控訴されましたが、仙台の方でも同じような判決が出たことに、ちょっとほっとしています。

**(裁判員等経験者 4)**

私も今回被告人が否認している、罪を認めていないというところからスタートしている中で、誰が正しいことを言っているか、当時は結構揺らいでいたというのもあつたんですが、先ほども話があつたDNAとかの判断材料を基に、みんなで話し合つて、分からないところは聞き合つて、相談しながらの結果であつたと思います。被害者の方も3名来ていただいた中で、被害者感情も考えながら、うまくまとめられたと感じています。

**(司会者)**

5番の方はいかがでしょうか。

**(裁判員等経験者 5)**

量刑の基準というものが分かりませんでしたので、判例を基に、被告の常習性と状況を話し合いながら、みんなで議論し合つて決めました。

**(司会者)**

6番の方はいかがでしょうか。

**(裁判員等経験者 6)**

私は補充裁判員だったのですが、こんなにしゃべつていいのかというくらいしゃべっちゃつたんですけど、私自身はいろいろ言えたと思うんですけど、他の人の意見を奪つちゃつていないかという思いはあります。量刑検索システムとか、法廷の中でしゃべつたこと全部文章で残してくれるようなシステムがあつたんですけど、非常に良かったなど、あれがなかったらおそらく結論はなかなか出せなかったんじゃないかと思っています。

**(司会者)**

7番の方いかがでしょうか。

**(裁判員等経験者7)**

犯罪の件数、個数のそれぞれについて、どう考えるかというのを、足し算じゃないんだということが分かりやすかったと思います。海外ですと懲役百何十年というのがありますが、日本の法律ですとそういうふうにはなっていないという説明を裁判長から受けまして、非常に分かりやすかったと。ただ複数やった時、本当にそれでいいのかと自分の中では思っています。

**(裁判員等経験者8)**

評議の雰囲気としては、とてもいい雰囲気でお話しされて、私は自分から手を挙げてしゃべったのですが、自ら手を挙げてしゃべられない方に関しては、裁判長が優しく当てていただいて話を聞いてという流れになっていましたので、誰かが意見を言えないということはなかったと思います。裁判員の方も和気あいあいと意見交換できましたし、裁判長、裁判官の方も分かりやすくいろんなことをお話ししていただいたので、とても良かったです。判決に関しては、先ほど7番の方もおっしゃいましたが、7件ということもありまして、いろんなことを思い起こしながら判決に至ったという流れになったときに、裁判長や皆さんからいろんな説明を基に懲役何年というのが決まりました。私たちが言った意見も判決の際に述べていただいたので、私たちは満足しています。

**(司会者)**

ありがとうございます。それでは視点を変えまして、審理評議の日数について、皆さんのお話を伺いたいと思います。私たち裁判官としては、十分に審理、評議をしたいと思う一方で、必要以上に長いということになりますと、皆さんの御負担にもなりますし、あるいは参加していただける方が減ってしまうのではないかと考えています。いろんなことを考えた上で、皆さんそれぞれに御参加いただいた裁判に結び付けたのですが、時間に余裕がありすぎたりなさすぎたりということはなかったか、皆さんそれぞれに期間の長短はありますが、日程の確保や参加のために御苦勞をお掛けしたことがあったのではないかと思います。その辺り、十分な審理や評議ができたか、裁判に参加するための日程の確保についての御苦勞など、お聞かせいただければと思います。

**(裁判員等経験者1)**

他の事件と比べることはできませんが、目一杯使って良い審理ができたと思います。個人的な日数については、私は自営業なので、自分で調整をすることができそうですが、日中ではなく夜営業しているので、日中差し支えないように、本来6時から12時までの営業を6時から10時までに変更して工夫しました。それでも貴重な経験をできたと思っています。

**(裁判員等経験者 2)**

私は期間的には1週間くらいだったのですが、ちょうど良かったと思います。私はサラリーマンであり、選ばれた時社長に相談したら、気持ち良く、行って来いということで背中を押してもらいました。私は年齢が60歳を過ぎているので重要な仕事をしていなかったのですが、若い人だと1週間休むというのは難しいのではないかと思います。審議するにはいくら簡単な事件でも1週間は必要であると思いますので、時間帯を考えるなどして、いろいろな人が参加できるように考えていかなければと思います。

**(司会者)**

今お話のあった「時間帯を考える」というのは、どういうことですか。

**(裁判員等経験者 2)**

ずっと朝から晩まで1週間というのは大変だと思うので、中日を設けるなどの工夫をしていかなければと思います。若い人が1週間や10日休むというのは大変だと思います。大きい会社なら良いのですが、地方だと小さい会社が多いので、一人抜けることによって仕事が進まないということもあると思います。そういったことも考えると、中日を設けるとかも、参加者のことを考えるといいかなと思います。

**(司会者)**

3番、4番の方に伺いますが、お二人には合計12日間、土日だけお休みで連続すると丸2週間以上御参加いただきましたが、日程についてはいかがだったでしょうか。

**(裁判員等経験者 3)**

2週間と言われましたが、裁判員はこういうものだと思います、長いのか短いのか、そのときには分かりませんでした。ただ、全部加害者の方が否定していましたので、付いていくだけで…。今思うと長かったんですね。そのときは一所懸命というか、前しか見ていなかったのだから。長かったですかと言われると、長かったね。でも、審理に関してどうだったかという、時間的にはあれくらい必要だったのではないかと思います。毎日次々といろんなことが出てきたので、それに付いていくだけで、仕事が云々ということではなく、そういうことを考える暇もなく。別な方は介護をやっていて日中来てたので、夕方に回しているとか話している人はいました。そういう調整はしていたようです。

**(裁判員等経験者 4)**

長期間ではありましたが、あらかじめ最初の段階でこの日からこの日までと提示された上で実施されたので、年度初めということで非常に職場的には大変だったんですけど、そういった意味では職場の理解もあって、参加することができたと思っています。長期的には、3件の事件それぞれ確認していくと

いう感じだったので、事件の内容から言って、このくらいの時間は必要だったと思いますし、その分良い審理，評議ができたと思います。

(司会者)

5番の方がいかがでしょうか。

(裁判員等経験者5)

私は4日間で終了したのですが、最初は4日間で判決が出せるのかという疑問を持ちまして、事件の中身によっては違うということで、周りの情報では数十日、数か月もかかるのもあるよと聞いた時は、本当に休めるのかというのが率直な話で、ただ実際取り組んでみて、この4日間というのは足りなかったのかもしれないという気もします。ただ事件の中身に差はつけられないですけど、今回の事件の場合、4日がよいか5日がよいかで考えると、短かったというのが率直な気持ちです。

(司会者)

短かったというのは、消化不良のようなものがあつたということでしょうか。

(裁判員等経験者5)

初日、2日目と何も分からないまま頭に詰め込むまでの期間が慣れない中で法律を理解しながらというのが戸惑いました。それを評議に応用できるか不安がよぎりました。

(司会者)

裁判にゆっくりと入ることができれば良かったということでしょうか。

(裁判員等経験者5)

だと思いますけど、途中3日目に入ると流れが分かりますので、最終的には4日で終わってよかったと思いました。

(司会者)

6番の方がいかがでしょうか。

(裁判員等経験者6)

3日で終了しまして、私も会社員で、うちの就業規則に裁判員裁判に参加の場合には特別休暇を与えると明記されていて、そういう会社の理解もあって行けたというのがありました。私としては、もうちょっとやってもよかったかと思います。というのは、私が担当した事件は量刑が最大の争点で、結局執行猶予になったんですけど、証人の中に被害者側がいなかったんです。なので、被害者の生の声を聞くことができたなら良かったと思いました。

(司会者)

それでは7番，8番の方がいかがでしょうか。

(裁判員等経験者7)

私個人としては、時間的には余裕があったので、7日間という日程でも、割とどうでもよかったのですが、結構中途半端な時間で審理が終了しておりまして、ましてや争いのない裁判でしたので、もっと詰め込めば7日間は5日間くらいで済んじゃうのかなと思いました。ただ早い時間に終わることによって、仕事ができるという方もおられましたので、一概には言えないと思います。

#### (裁判員等経験者 8)

最初聞いたとき、7日という日数には戸惑いましたが、それを会社に伝えておりましたので、大丈夫でした。長すぎるとか短すぎるということは全然なく、私のときには間に中日があったので、丁度良かったです。ただ、仕事で休憩時間にメールを返したり、電話の振動が鳴ったりしたこともありました。皆さん裁判員だということも分かっていたので、後から返信もできましたので大丈夫でした。

#### (司会者)

先ほど、3番の方から、控訴されて仙台でも同じ判決が出て安心したというお話がありましたが、皆さんが担当された事件について、控訴されずに終わった事件もありますし、控訴されている事件もあるわけですが、何かそういった上訴との関係で思いのある方はいらっしゃいますか。

#### (裁判員等経験者 6)

最後、法廷が終わって帰る時に、被告人がずっとこちらを見ていたのですが、その顔を私は今でも忘れられなくて、結局控訴せずに判決は確定したのですが、その表情を見ていると、彼の中でかみしめてくれたのかなとは思っています。引きこもりのような被告人だったのですが、彼の人生をこれだけの大人数で気に掛けていたんだよということは伝わったのだと思います。

### 5 裁判員等を経験することの意義

#### (司会者)

裁判員等経験者の皆さんのアンケート結果によると、選任される前にやってみたいと思っていた方は全体の33.8パーセント、約3分の1にとどまっていたのに対し、裁判員として裁判に参加された後は95パーセント以上の方が良い経験であったと述べておられます。皆さんはいかがだったでしょうか。それから、裁判を終えてから長い方では1年以上経過しておりますし、短い方でも半年以上経過しています。直後の気持ちと、今しばらく経ってからの気持ちで何か変わっているようなことがあれば、それも含めてお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

#### (裁判員等経験者 1)

貴重な経験で、参加して良かったと思います。日を追うごとに、良い判決というか、やはり使命感というものが強くなって、最後までやり通せたと思いま

す。終わってから、報道されるいろんな事件に対しても関心を持つようになり、量刑に関しても、私だったらこの裁判では、などと個人的な意見を持つようにもなりました。これから役に立つかどうかは分かりませんが、関心は大きく持つことができるようになりました。

**(裁判員等経験者 2)**

私も、参加して大変良かったと思っています。前は大きい事件ですと興味を持って新聞や週刊誌などは見ていましたが、今は裁判に関しては必ず目を通し、1番の方がおっしゃったように、自分だったらこうなのにな、なんでこういう判決なのかななどと考えるなど、裁判に対して関心を持つようになりました。

**(裁判員等経験者 3)**

私は、やってみたいと思っている33パーセント以外の者でしたが、やってみて、今は良い経験をしたと思う95パーセントの中に入っています。本当に、これは私のことだと思うくらいに当てはまります。今は、県内のいろんな裁判員裁判に関しても目が行くようになりましたし、いろんな結果もチェックできるようになり、今まで余りにも無頓着に生きてきたと、そう思いながらも今はとても関心があります。

**(裁判員等経験者 4)**

私は、やってみたいという気持ちが非常に強くて、参加して非常にいい経験をしたと思っています。今後、裁判員裁判に多くの市民が参加できるような形に進んでいけばいいと思っています。また、私たちが実際こういった事件を目の当たりにすることによって、事件が少なくなる抑止力に役立ててほしいとも考えています。全国で、大量殺人などの重大事件がある中で、裁判員裁判の報道を聞くと大変だろうなと感じたりするなど、関心を持つようになっていきます。

**(裁判員等経験者 5)**

私も、以前は裁判員裁判は自分に関係ないものと思っていましたが、実際に参加してみて、自分にとってすごい経験だったと思います。周りを平等に見ることについて、今回すごく勉強になりましたし、やってみたくてもやれない、選ばれた人間しかできないものですから、すごい経験だったと思います。

**(裁判員等経験者 6)**

私も、自分には関係ないことと思っていましたが、実際やってみて、良かったと思っています。もしチャンスがあれば是非やるべきだと思っています。皆さんが言われているように、私も裁判に興味を持ち始めて、新聞などでも、今まで全く見ていなかった判決の記事が目に行くようになりました。

**(裁判員等経験者 7)**

良い経験だったと思っています。もう一回やりたいかと言えば、他の人に機

会を譲りたいと思います。やってみた方がいいことだと思います。自分は、被告人席に座るようなことにはなりたくないと心から思いましたので、裁判員を経験した人は悪いことはしないのではないかと思います。

#### **(裁判員等経験者 8)**

裁判員を経験して大変良かったと思っています。興味がある方に関しては、参加したいという方も周囲にいますが、興味がない方にも、是非裁判員として参加していただきたいです。今働き方改革ということも重視しておりますので、その働き方改革を利用して、是非裁判員になっていただきたいと思います。裁判を終えて、テレビを見ることも多くなって興味を持つようになりました。報道などでいろんな事件を見て、これは大変だろうななどと思っているところ です。

#### **(司会者)**

山形地裁では、今年の2月までに裁判員制度の新しいキャッチフレーズを募集して、先日最優秀賞である所長賞1作と、優秀賞2作を発表して表彰したのですが、所長賞は「裁判員体験すれば何かが変わる」というものです。皆さんの今のお話でも、経験を機に、いろいろお気持ちが変わられたようで、裁判への関心が高まったようですね。

### **6 裁判員の精神的負担**

#### **(司会者)**

裁判員制度は、一定の重大な犯罪に対する刑事裁判に国民の皆さんに加わっていただくという制度です。それだけに、裁判員の皆さんには、その事案について、判断に必要な部分はしっかり見て聞いて理解していただく必要がありますし、その上で、重大な判断が求められることも少なくないと思います。そのような観点を含めまして、裁判員、補充裁判員を務めること、務めたことについて何らかのストレス、精神的な負担はあったでしょうか。あったという場合には、それがどういったもので、裁判期間中、あるいは裁判を終えた後で、解消されているでしょうか。

#### **(裁判員等経験者 1)**

ストレスやプレッシャーなどは、私は一切ありませんでした。それよりも、事件の特異性というか、未成年の被害者で、加害者が家族ということもあってびっくりしましたけれども、証拠となる写真なども少なく、目から入る証拠がなかったというのがあります。被害者のためにもということもあって、親心というような感じで、皆さん真摯に受け止めて判断したと思います。

#### **(裁判員等経験者 2)**

私も、ストレスやプレッシャーはありませんでした。今話にあったように、凶悪事件で見たくないような写真があれば別だったと思います。毎日、裁判官

の方たちから、そういったものは裁判所に置いて、からっとした気持ちで帰って下さいと言われていましたので、比較的そういった言葉でも助かったのではないかと思います。

**(司会者)**

毎日、帰り際に、皆さんから一言ずついただいて、「心の荷物は裁判所に置いて帰って」というようなお話をさせていただいていましたが、その辺りも良い効果をもたらした、ということでしょうか。

**(裁判員等経験者 2)**

そうですね、そういった一言があれば、何かこう悶々としたものも話の中にあっただのですが、忘れることができたと思っています。

**(裁判員等経験者 3)**

そのときは感じていなかったのですが、私、4月はずっと下痢が続いていまして、5月から良くなったのです。後に、友人から、体の不調とか無かったのと聞かれて、今思うとストレスだったのかなと話したことがあります。本人が気付かないうちにそういう身体の何かがあったのだと思います。

**(司会者)**

今は大丈夫ですか。

**(裁判員等経験者 3)**

今は大丈夫です。

**(裁判員等経験者 4)**

私も特にストレスやプレッシャーは感じませんでしたでしたが、その時ちょっと思ったのは、被告人を目の前にして、被告人も我々の顔を見ているし、傍聴席も満席という中で、顔が割れるというか、裁判が終わった時に、組織立った犯罪だったら怖いな、と思いました。今回は単独犯だったのでそういったことは余り感じませんでした。見られているというところから、不安や、無いとは思いますが、被告人が刑期を終えて出たときに、顔を覚えているか恐怖を感じるころはありました。

**(裁判員等経験者 5)**

家から車で通っている1時間くらいの中に、プレッシャーに近いような、今日はどういふことがあるんだろうと考えながら通勤しましたが、初日にそういう感情を得たくらいで、あとは裁判長を始め、他の裁判官もみんなを和ませようと工夫していることが感じられたので、そんなに堅くならず、徐々に頭に詰めればよいと切り替えましたので、あとはプレッシャーは全く感じることはありませんでした。

**(司会者)**

5番の方は、先ほどの話ですと、スタートの段階で、審理をちゃんと理解し

なければならないということが大変だったのでしょうか。

**(裁判員等経験者 5)**

そうです。

**(裁判員等経験者 6)**

評議のところで、その人の刑をどうする、というところで人生を決めるところはちょっと気が滅入るところもあったのですが、先ほどあったように、心の荷物は裁判所に置いて行ってください、ということで、その後は何も考えないようにしていました。今回の事件ではないのですが、仮に、子供が殺されたという事件があったとして、私が裁判員になったとしたら、冷静な判断ができるのだろうかなどと考えるようになりました。

**(司会者)**

事案によってはちょっと不安なところがある、ということでしょうか。

**(裁判員等経験者 6)**

そうですね。

**(裁判員等経験者 7)**

ストレスはありました。スタートして1回、2回までは、自分が裁く手伝いをして良いのだろうか、立派な人間でもないのに、という漠然としたストレスがありました。評議の中で、証拠に基づいて、客観的に、ということをお勧められまして、ストレスから解放されました。

**(裁判員等経験者 8)**

ストレスとかプレッシャーですが、被告人に質問するということをまさか自分自身がするとは思っていなかったもので、それがとてもプレッシャーとストレスがありました。あとは皆さんがおっしゃるとおり、心の荷物をここに置いて行ってください、と言われて、仕事の荷物も置いていきたいくらい癒されました。

**(司会者)**

何人かの方から出ていましたが、やはり人を裁く、というプレッシャーというのはどの事件にも多かれ少なかれあるように感じますし、場合によっては証拠調べとか、事案の中身によっては更に大きなストレスを感じることはないわけではないではないかと思っているところですが、何かこういうことをしたらストレスとか不安が軽くなるのではないかということはあるですか。先ほどありました、心の荷物を置いて帰って、ということもその一つなのですが、できる工夫を裁判官だけで考えるのは限界がありますので、もし皆さんのほうから良いお知恵をいただけるようであれば、是非お聞かせいただきたいと思えます。

**(裁判員等経験者 4)**

私たちが参加した裁判では、写真ですとか、そういったものは、本当に罪として裁くために必要なか必要でないのかという部分で、私たちとしては写真を見る必要がないので、見なかったという部分もありました。証拠として挙げられたものが必要なか必要でないのかというところで、必要性がある部分だけで進めた形で良かったのかなと思っています。事件的には非常に重いような事件ではあったのですが、そういったところでは、余り大きなストレスもなくできたのかなと感じています。

(司会者)

4番の方がおっしゃっているのは、犯行時に撮られたとされる被害者の写真の採用が問題になった場面のお話でしょうか。

(裁判員等経験者 4)

はい。

(裁判員等経験者 7)

先ほども述べましたが、最初の段階で、自分がそんなことをやっていいのだろうかということがストレスになっていたのですが、みんなで意見交換をして、その総合的なところで判決となる、団体に決めるので心の重さが減っていくといいですか、あなた1人にそういったものをかぶせるのではないですよということを、最初に強調して教えていただけると良かったのではないかと思います。

(司会者)

その点は言っているつもりだったのですが、足りなかったようですので、今後更にお伝えしたいと思います。

## 7 裁判員裁判に関心を持ってもらうため、裁判員裁判に参加しやすくするための方策

(司会者)

既に報道等で御承知かもしれませんが、裁判員候補者の辞退率が上昇しているという問題があります。全国的には、昨年、平成30年で67パーセントの方が辞退されています。ここ山形でも例外ではなく、むしろ全国よりも若干高い数値で辞退率が推移しており、昨年、平成30年は72パーセントくらいの方が辞退の申出をされています。裁判所としましては、県民の皆さんの制度に対する関心を高めると共に、裁判に参加していただきやすくなるように配慮していかなければいけないと考えているところです。

そのためにまず一つあり得るのは、裁判員等としての経験の共有があるのかな、と思われます。そこで、皆さんに、御家族や同僚など周りの方に、良い部分、悪い部分にかかわりなく、御自身の経験をお伝えいただく機会などはあるのでしょうか。ある方は、このようなことがあったと御紹介いただきたいで

すし、ないという方は何かネックになっているところがあるんだろうと思いますので、その辺りをお聞かせいただきたいと思います。

#### **(裁判員等経験者 8)**

うちの会社は支店会議というものが仙台でありまして、全国にある会社なものですから、初めての裁判員ということでみんなの前で発表させられまして、会社が協力的になる方向に説明をしてきました。

#### **(裁判員等経験者 6)**

私も積極的に話していますが、周りには、やったこと自体が守秘義務なのではないかと考えている方もいるようで、それを言うてはいけないというような空気もあって、私は経験してやって良かったのですが、まだそこで話したくても話し切れていないものはあります。

#### **(裁判員等経験者 5)**

私は昨年経験した後に、総務の方から連絡をいただきまして、発信方法でピーアールできるものはないかと相談を受けまして、私はコミュニティセンター等の地域の活動の場に打診したらいかがですかと紹介しました。率直な感想として、認識度というか広がりがちよっと弱いかなど。自分が選ばれる場合にこうしなくてはいけないという認識度がどこまで浸透しているのか分からないので、逆に言えばコミュニティセンター、地元から始まって、草の根ではないのですが、もっとピーアールして、当たってもこういうふうにできますよ、参加した方がいいですよ、ということを発信する場がないのかなど。発信の場がないと、今は当たった場合は率先して行きなさいと言っていますが、広がりはないと思いますので、これからみんなに理解してもらうためにはそういう場が必要なのではないかと思えます。

#### **(裁判員等経験者 4)**

私も、職場の方では、積極的にやってきたことを話していますし、みんなにも機会があるよと話してきました。その中で、聞き手側も、どうしても裁判は密室で行われているので話したら駄目なのではないかというイメージを持って、そんなこと話していいのと。新聞報道されていることは話してもいいわけですし、受け身に限られた人でやっているというイメージが非常に強いのかなと思っております。ですので、こういった形で、裁判員裁判は誰にでも当たる場面があるとピーアールして、話をさせていただきました。

### **8 これから裁判員になる県民の方へのメッセージ**

#### **(司会者)**

皆さんは裁判員、補充裁判員として御経験をされたわけですが、山形でも裁判員裁判が一定の件数はございますので、今後裁判員を経験される県民の方も出てくるはずですよ。そうした方に向けて、メッセージをいただければと思

ます。

#### **(裁判員等経験者 1)**

仕事の関係で辞退される方もいらっしゃるし、高齢や子育てという理由で辞退される方もいると思いますが、なるべく事業所が理解して参加してほしいと思います。少しでも多くの方に経験してもらいたいと思います。辞退するのはいらないと思います。

#### **(裁判員等経験者 2)**

私は経験して良かったので、友達なんかにもよくピーアールはしてきましたけれども、やはり長期間休まなくてはならないとか、会社からの理解が得られないという人が多いので、是非これから、自分のために、社会のためにということで、経験してもらいたいと思っています。これからは小さなピーアールですが、少しずつ機会があるごとに皆さんが参加しやすいのだと、どういった方でも参加することができるし、裁判だから大変だとか思わないで、できるんだということをアピールしてみんなに勧めていきたいと思っています。

#### **(裁判員等経験者 3)**

本当に、やってみて、キャッチフレーズの「何かが変わる」というとおり、本当にそう思いましたので、チャンスがあるのなら皆さんやってみたらと思います。私の周りにはやりたがっている人が結構いました。そういうことをお伝えしたいと思います。でも、いろんな職場の事情もあってなかなか参加できない方もいらっしゃるでしょうから、そこがもうちょっと、みんなが気軽に参加できるような何かがあれば、より悪いことをしたくなくなる、というのは本当にそう思いましたので、そういう手立てがあれば良いのかなと思います。

#### **(裁判員等経験者 4)**

私もより多くの方々に経験してほしいと思っています。私なんかとか、知らないからという気持ちもあるかもしれませんが、決して1人で判決を下すわけではありませんし、みんなで話し合っ、そして分かりやすい説明があつて、納得して判断をしていく、ということですから、親しみが持てると思いますか、1人の負担は余りないんだよ、ということを経験しながら、多くの方々に経験していただきたいなと思っています。

#### **(裁判員等経験者 5)**

私も、是非多くの方に参加していただきたいということと、職場の方にどういうふうにピーアールして協力を求めていくかが問題だと思います。経験して、自分の考え方もいろいろ変わってきますし、本当に有意義な時間だったと思いますので、その辺をピーアールするのが今後の課題だと思います。

#### **(裁判員等経験者 6)**

皆さん言われたとおりですが、私も、宝くじに当たるよりも確率が低いので、

機会があれば是非やっていただきたいと思います。あと、まだ認知度不足といえますか、環境整備もまだできていないところなので、そこは官民、あとは裁判所でもどういうふうに普及していけばいいんだという感じも見えますので、そこら辺は連携してやっていく必要があると思いました。メッセージは、「普段入れないところに入れます。」です。

#### (裁判員等経験者 7)

参加した方が良いですよと言うのは簡単ですが、参加して、真剣に人の話を聞いて、考えることをやったからこそ、参加して良かったと考えています。気楽に参加した方がいいよというのはちょっと違うと思います。

#### (裁判員等経験者 8)

裁判員を経験していただきたいというのは本当にあります。ただ、そういった環境が整っていない会社であったり、そういった心持ちを持っていらっしゃらない方もいると思うので、そこをどう和らげてアピールしていくかというのが大切だと思います。一社員がいくら言っても理解できない会社もあると思うので、そこは社会で裁判のことを考えていかなければならないと思います。

### 9 法曹関係者からのコメント

#### (司会者)

最後に本日参加している法曹関係者からコメントをお願いします。

#### (水上検事)

皆さんが、終わってみるととても良い経験をしたというふうにおっしゃっていただいて、辞退はもったいないという言葉聞いて、大変感激しました。

とはいえ、検察官としてはまだまだ分かりやすい立証のために研鑽を積み重ねなければならないと思っています。今日の御意見を今後の裁判員裁判での活動に反映させていきたいと思っています。ありがとうございました。

#### (田中弁護士)

今日はどうもありがとうございました。元々、アンケートで95パーセントの方が良い経験をされたというのは本当かと思って半信半疑だったのですが、今日お話を伺いまして、本当なんだと実感しました。とても良い評議をされて、裁判所がとても良いリードをしてくださったのかなというふうに思っております。ただ、それ相応のストレスやプレッシャーはあったのだと、私としては受け止めています。特に初日に、起訴状朗読から冒頭陳述等々とスタートしていく中で、事件の概要をつかんでいくというのは大変だろうなというふうに思っておりますので、弁護士会としても、検察庁に負けないように、これからも分かりやすい弁論、それから尋問技術を身につけていきたいと考えております。弁護士会、弁護士に対する御意見も頂戴しましたので、持ち帰らせてい

ただきまして、さらに研鑽を積みたいと思っております。またこういう機会がありましたら参加させていただきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

#### (馬場裁判官)

今日はどうもありがとうございました。審理を分かりやすくするヒントと、多くの人に参加してもらうヒントをいただきましたので、これを活かしてより良い審理、参加しやすい裁判員裁判にしていきたいという気持ちをまた新たにしました。今日はどうもありがとうございました。

#### (深沢所長)

今日は皆さんの率直な御意見を伺うことができ大変良かったと思います。特に、審理、評議の日数について、裁判所が考えなければならないところですが、短くすればいいか、長くすればいいかは非常に微妙な問題があるんですけども、その辺のところも、今日は皆さんの御意見を伺えて良かったと思っています。

### 10 報道関係者からの質問

#### (幹事社・さくらんぼテレビジョン)

本日、貴重なお話をしていただき、ありがとうございました。皆さんに3点、質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目なんですけれども、先ほど経験をどう伝えるかというお話が出ていましたが、守秘義務の部分で、皆さんの中で、少し厳しすぎるですか、もう少しここは守っておいた方がいいんじゃないかとか、そういうような基準に対して何か思うことはあったのか、という部分もお聞かせいただければと思います。

#### (裁判員等経験者1)

守秘義務の「ここまではいいよ。」「ここからは守ってもらわないと困ります。」というところが明確でしたので、それほど厳しいものとは思いませんでした。「黙ってなければいけない。」というよりも、話せるところはやはり話して自分の肩の荷を下ろしたいというのもありましたので、認められる範囲もしっかりして、厳しすぎるとか優しすぎるというのは全く感じませんでした。

#### (裁判員等経験者2)

私も守秘義務に関しまして、「あれ、こんなところまでしゃべっていいのかなあ。」とびっくりして、皆さんに話せる範囲内で話しました。

#### (裁判員等経験者3)

何も言っただけはダメなのかなと思っておりましたが、裁判長から、法廷で言っていた分は大丈夫なんだよということもお話ししてもらったりして、別に感じませんでした。

**(裁判員等経験者 4)**

私も同様に、実際に傍聴を受けている中ですか、そういう裁判所の中であれば、話したことは当然外にも話が流れることですので、そういったところであれば当然お話ししてもいいのかなと思いましたので、厳しすぎるという感じは特段ございませんでした。

**(裁判員等経験者 5)**

私の方でも、事案によるんですけれども、今回、全くそういう守秘義務に関しては自分も厳しいと感じておりませんし、家に戻ったり、周りの友達に一切そういうことを言うてくる人も幸いいませんで、別にそういうことを感じませんでした。

**(裁判員等経験者 6)**

私も守秘義務については、厳しすぎると感じたことはないのですが、ただ裁判員裁判についての感想は言って良いと、ただ、評議、評決で自分が話したこととか思ったことは言っちゃだめといった、その線引きがちょっと難しく、あれ、これは大丈夫かなとか、これは感想かなというところで、迷うところは一部ありました。

**(裁判員等経験者 7)**

全然厳しすぎると思っていませんでした。誰かにお話しする際は、新聞記事をベースにお話しさせていただきました。

**(裁判員等経験者 8)**

守秘義務については、厳しすぎるとは思っておりませんが、逆に話しすぎると、「あれ、それって守秘義務じゃないの。」と逆に突っ込まれる感じでした。

**(幹事社・さくらんぼテレビジョン)**

ありがとうございます。続いての質問に移らせていただきますけれども、実際に皆さん、判決を出されたわけですが、その判決には十分に市民感覚が反映されたというふうにお考えなのかという部分をお聞かせください。

**(裁判員等経験者 1)**

市民感覚というか、少し同情というところも入っていたと思います。たしか、裁判員裁判の本来の目的も、やっぱり市民感覚というか、私たちごく普通の人間の考えも反映されて全然構わないというように思っておりましたので、私が担当した事件に関しては、十分に反映されて、しっかり評議もされて、いい判決が書けたと思っています。

**(裁判員等経験者 2)**

私も、通常の判例を書き込んで検索した判例からすれば、十分、市民感覚が入ったいい結果だったなと思います。

**(裁判員等経験者 3)**

私も、担当した方たちといろいろと話をさせてもらっての判決でしたので、一市民としては大丈夫だったのかなと思っています。

**(裁判員等経験者 4)**

私も、同様に、被害者の方の非常に厳しい処罰感情を持たれていたということがあった中で、それを受けて、裁判員裁判を裁判官の方々を含めて判決できたんじゃないかなあと。そういった意味では、我々の裁判員裁判では市民感覚が入った形で出せたなあというふうに思っています。

**(裁判員等経験者 5)**

私の今回の事案についても、裁判員の全ての意見をまとめておきまして、自分の思った意見もまとめていただいたので、反映されたと思っています。

**(裁判員等経験者 6)**

どうしても我々初めてなので、それで懲役何年とか決めるのは、判例とかそういうものを見ながらというのはどうしようもないことであると思うんですけども、それでも例えば評議の場では、裁判長が誘導しないように、すごい気を使われて工夫されているなあとすごく感じておりましたので、市民感覚は十分に反映されたと思っています。

**(裁判員等経験者 7)**

私個人の感覚からすると、厳しい方に行ってしまうがちですが、裁判員で集まって、そこはこうだろうというような話をしていく中で、一定の数字に収められたことは、市民感覚が反映されていると考えられると思います。

**(裁判員等経験者 8)**

私もそう思います。

**(幹事社・さくらんぼテレビジョン)**

最後の質問にさせていただきたいのですけれども、皆さんが出された判決、もちろん被告人は控訴する権利があるのですけれども、せっかく皆さんが出した判決に控訴して、それが覆る場合もあると思いますが、そういった点についてはどうお考えなのでしょうか。

**(裁判員等経験者 1)**

私の担当させてもらった事件については控訴はなかったのですが、仮に大きな事件で、死刑とかそういったものに関わるものであったら、より深く審理をされた上で、そういう結果になったんだなというのがあって、裁判員をされた方の心の負担が、私は軽くなると思いました。

**(裁判員等経験者 2)**

その場その場で一生懸命その時の最善の結果を出していますから、その先の控訴されたらのことについては、私としては何も述べることはありません。

**(裁判員等経験者 3)**

もしかしたらそういうことがあるかもしれませんが、ちょっと、その場になってみないと分かりません。

**(裁判員等経験者 4)**

私たちもその判決を出すに当たっては、その資料を確認したり、証拠調べという形で我々の判断というものを出した結果であったので、それが控訴された形になったときにその判断材料といいますか、そういったものによって違う場合も確かにあるのかなあとも思いますけれども。ただ我々としまでも出した以上、納得して出したんだという感じるものは持っております。

**(裁判員等経験者 5)**

実際の判決を出した後に、その見えない部分が全て出されれば、当然控訴されても、それに対しても本当の姿が見えない限りは何とも言えないので、仕方ないなあとも思いますけれども。裁判員の方々が裁判に参加されて決めたことに対しては、ある程度自信をもって控訴しないでいけばいいのかなとは思っているところです。

**(裁判員等経験者 6)**

例えば、新しい証拠とか新しい供述とかが出てきて、それで変わったとなれば、一連の裁判員裁判は証拠不十分だったということでもいいと思うんですけども、同じ状態で全く違う判決が出たというふうになったら、じゃあ、あれは何だったんだろうということも当然考えるのかなと今思います。

**(裁判員等経験者 7)**

全くそのとおりだと私も思います。ただ、新しい証拠が出てきたのかどうかというところは、それ以降の報道に余り出てこないのです、判断しかねると思います。

**(裁判員等経験者 8)**

私たちは裁判員として一生懸命させていただきましたので、後々控訴という事になったとしても、私たちには悔いはございません。

(意見交換会終了)